

## 特集

## おおたわら発掘ものがたり



上空から見た下侍塚古墳

## 「日本考古学発祥の地」

大田原市が誇れるキャッチフレーズを

皆さんはご存じでしょうか

今から320年以上前の元禄5(1692)年、「水戸黄門」で知られる徳川光圀みくぐの指示で、本市湯津上地区にある「上・下侍塚古墳」が発掘されました。近くにあった古い石碑「那須国造碑」の発見に伴って、その碑に刻まれた人物の墓を探し出そうと行われた行為でした。これが日本で最初に学術的な目的をもって行われた発掘調査とされ、日本考古学の始まりとして広く紹介されています。

本市には、国指定史跡の侍塚古墳を筆頭に、実に多くの遺跡が存在しています。平成26年度から3年かけて市内全域を踏査した結果が『大田原市遺跡分布地図』にまとめられ、現在市内には460か所以上の遺跡が存在することが確認されています。これらは本市の原始・古代の歴史を知る上で重要な手掛かりになるもので、発掘調査などによって新たな歴史の発見につながる可能性も秘めています。

侍塚古墳や那須国造碑のような日本を代表する文化財が本市に存在するのは、都から東北に通じる古代の道路「東山道」が本市を通過していたことが大きな要因になっています。本市では今、そうした古代の歴史を紐解くための発掘調査に乗り出しています。

また、市内各地で新たな住宅や工場の建設、太陽光発電施設などの建設が進められています。こうした開発が遺跡に重なるとき、うまく調整しながら遺跡を保護していく取り組みも、歴史ある本市としては大切な仕事になっています。



## 埋蔵文化財と2つの発掘調査

畑などを耕していると、昔の人々が使っていた土器のかけらや矢じりといった石器が出てくる場合があります。こうした地下に埋まっている過去の人々の生活の痕跡を「埋蔵文化財」と言い、地上に築かれた古墳や城跡なども含まれています。さらに、埋蔵文化財が埋まっている土地を「埋蔵文化財包蔵地」や「遺跡」と呼んでいます。

埋蔵文化財は国民共有の財産として、郷土の歴史や文化を知る上で欠かせない存在です。本市では、



個人住宅の建設に先立ち行った岩舟台遺跡（湯津上）の発掘調査

その貴重な埋蔵文化財を保護し次の世代に伝えていくために、その所在を的確に把握して、地図上に整理し周知しています。

埋蔵文化財包蔵地で住宅や工場などの建設が計画されると、まず埋蔵文化財に影響が及ばないように、場所の変更や工事方法の調整をお願いします。必要に応じて、土地の一部を掘って埋蔵文化財の有無や範囲を確認する「確認調査」を行うこともあります。どうしても埋蔵文化財に影響が及ぶ工事を行ななければならない場合には、「発掘調査」を実施して、

図や写真などの記録として残す作業を行います。しかし、これには長い期間と多くの費用がかかります。特に費用の負担は原則として工事を行う側にご協力をいただいております。

一方、工事などに先立つ緊急的な発掘調査とは別に、重要な遺跡を「保存するための発掘調査」を実施することもあります。市では、今年度から侍塚古墳や那須国造碑の近くで、そうした取り組みを始めることとしました。

## 本市の歴史を築いた古代の道「東山道」を探せ!

今、高速道路の東北縦貫自動車道が東日本の大動脈となつて、北へ南へと移動していますが、今から1300年以上前には「東山道」という官製道路が東日本を貫いていました。その東山道が、本市湯津上地区の侍塚古墳や那須国造碑のすぐ近くを通過していたと考えられています。

東山道は、畿内と陸奥国を最短距離で結ぶ古代の幹線道路として、7世紀頃に幅員9〜12メートルのほぼ直線的な道路として整備されたと言われています。



那須地区における東山道（破線）と関連遺跡  
（栃木県立なす風土記の丘資料館『那須と白河』  
2011年挿図の一部を切り取り）

す。また、30里（約16キロメートル）ごとには、往来に必要な人馬をはじめ、馬小屋や事務所、宿泊や食事を提供する施設などを備えた「駅家」が置かれました。今で言えば高速道路のサービスエリアのようなものです。そうした重要な施設も湯津上地区に「磐上駅家」として置かれていたと言われています。中央と地方間の一刻も早い情報伝達用として、あるいは軍用、また地方の特産品を税として納める輸送用の道路として、東山道は機能していました。この東山道が通過するような環境が、侍塚古墳や那須国造碑の立地にも大きく関係していると考えられることから、その確かな存在を発掘調査で明らかにしようという取り組みが始まっています。



## 中世の館「荒井館跡」を発掘中

令和元(2019)年11月から、荒井・町島地区の県営圃場整備事業地内において、(公財)とちぎ未来づくり財団埋蔵文化財センターによって、中世の城館跡である「荒井館跡」の発掘調査が行われています。

荒井館は、戦国時代初期に、大田原康清が武蔵国(現在の東京都、埼玉県、神奈川県の一部)から移住した際に構えた館か、それ以前に地元の荒井氏が築いた館とされています。約300メートル南には市指定史跡の「水口居館跡」があり、同じように大田原康清が構えた館と伝えられており、その関係性が注目されます。

荒井館跡は、平成29(2017)年度にも圃場整備事業に先立ち部分的な発掘調査が行われました。土塁の外側をめぐる堀の中から16世紀前半頃の土器や陶器が出土しており、大田原康清が住んでいた時代に近いものと言われています。

去る令和元年12月21日(土)には、発掘調査の成果を公表する現地説明会が開催されましたが、調査は3月まで続けられる予定です。



今回の調査で確認された荒井館跡の堀跡

## 工事などを行う際には 事前に埋蔵文化財包蔵地の有無の確認を

■埋蔵文化財包蔵地内で工事をする場合には  
着工60日前までに届け出が必要

埋蔵文化財包蔵地内で工事や土地の掘削などを行う場合には、文化財保護法による届け出を着工予定の60日前までに大田原市教育委員会に行っていた

だく必要があります。

届け出後に、栃木県教育委員会からの指導事項をお伝えしますが、ある程度時間がかかります。場合によっては、土地の一部を掘り起こす確認調査や発掘調査が必要になることがありますので、工事などの計画の早い段階で、市教育委員会にご相談ください。

また、地表に遺跡の存在を確認できなくても、地

中に遺跡が埋まっている可能性があります。これまでに埋蔵文化財の包蔵地でなかったとしても、その後の調査で包蔵地の範囲が変更になっている場合もありますので、必ず確認をお願いします。

### ■包蔵地の有無の確認方法

大田原市教育委員会事務局文化振興課文化財係の窓口まで来庁されるか、またはFAX・電子メールでお問い合わせください。また、工事予定地の地番や位置がわかる図面などをご用意ください。

お問い合わせの土地を正確に把握するために、電話による照会を受け付けておりませんので、ご了承ください。

### ■包蔵地における工事の届出

文化財保護法による届出の様式は、栃木県教育委員会事務局文化財課のホームページ「とちぎの文化財 埋蔵文化財包蔵地の取り扱いと手続き」のページからダウンロードできますので、ご確認ください。

### ■工事中に遺跡を発見した場合

埋蔵文化財の包蔵地になっていなくても、地中に遺跡が埋まっていることがあります。工事中に遺跡を発見した場合は、現状を変えることなく工事を中断し、速やかに文化振興課までご連絡ください。

問 文化振興課 4階

TEL (23) 3135

FAX (23) 3138

✉ bunka@city.ohkawara.tochigi.jp